

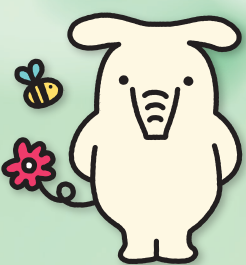
投資信託セット型

定期貯金

スーパー定期貯金〈単利型〉・大口定期貯金

目標金額
10億円

公式キャラクター なしごまどん
©JAとうかつ中央



©よりぞう



投資信託
(スポット・エントリー分散)

100万円以上

+

定期貯金

100万円以上
(投資信託購入金額以内)

2.35%^年

(税引後1.872%)

店頭表示金利 年 0.325% 税引後0.258% (令和8年7月3日現在)

※通帳式・通帳レス口座サービスのみ

投資信託
(つみたて)

20,000円以上

+

定期貯金

200万円以上

2.35%^年

(税引後1.872%)

店頭表示金利 年 0.325% 税引後0.258% (令和8年7月3日現在)

※通帳式・通帳レス口座サービスのみ

預入れ条件

〈スポット・エントリー分散〉

当組合で新たに投資信託100万以上をご購入された方。

- ・エントリー分散は買付合計金額が100万以上確認できた方が対象となります。
- ・JAバンクアプリを利用した投資信託購入(非対面による購入)は対象外とします。
- ・JAバンクセレクトファンドの投資信託が対象です。

〈定期〉

種 類	スーパー定期貯金〈単利型〉・大口定期貯金	期 間	3ヵ月(自動継続)
対象となる方	個人の方		
預 入 金 額	100万円以上		
条 件	・新たな資金※ ・投資信託購入金額以内 ・投資信託のご購入から1ヵ月以内にお申込みいただいた方		

※新たな資金とは、2026年8月3日以降に他金融機関等からの現金(小切手)・振込み等により入金があった資金。(共済満期金も可)尚、当組合のご解約資金等(出金)による定期のお預替は対象外。

〈つみたて〉

当組合で新たに投資信託20,000円以上をご購入された方。

- ・1年以上継続利用
- ・JAバンクアプリを利用した投資信託購入(非対面による購入)は対象外とします。
- ・JAバンクセレクトファンドの投資信託が対象です。

〈定期〉

種 類	スーパー定期貯金〈単利型〉・大口定期貯金	期 間	3ヵ月(自動継続)
対象となる方	個人の方		
預 入 金 額	200万円以上		
条 件	・新たな資金※ ・投資信託購入金額の100倍以内 ・投資信託のご購入から1ヵ月以内にお申込みいただいた方		

●金利情勢等によって、事前の通知なく金利・内容の変更や取扱いを中止させていただく場合があります。●中途解約：満期日前の解約はできません。やむを得ず解約された場合は所定の中途解約利率が適用されます。●ATMおよびJAネットバンク、JAバンクアプリプラスからのお預入れはできません。初回満期日以降の金利はご継続時の店頭表示金利となります。●この貯金は貯金保険制度の対象商品ですが、貯金保険の範囲内での保護となります。●東日本大震災の復興財源を確保するための復興特別所得税を付加した20.315%分の税金が差し引かれます。なお、税引き後の金利は、小数点第4位以下切り捨てにて表示しております。●詳しくはお近くの窓口にてお問い合わせください。

詳しくは、JAとうかつ中央の各支店へお尋ねください。

常盤平支店	松戸市金ケ谷96-1	☎047-387-7575
松戸南支店	松戸市和名ケ谷1428-1	☎047-391-6138
五香六実支店	松戸市六実1丁目16-3	☎047-387-5115
松戸西支店	松戸市旭町1丁目118-1	☎047-341-5125
中 央 支 店	松戸市上本郷2243-1	☎047-361-2207

馬 橋 支 店	松戸市馬橋1939-1	☎047-343-6800
鎌ヶ谷支店	鎌ヶ谷市初富362-2	☎047-443-4010
小 金 支 店	松戸市小金きよしヶ丘1-7-3	☎047-341-4151
南流山支店	流山市南流山4-3-8	☎04-7159-7111
流 山 支 店	流山市平和台3-5-1	☎04-7159-1001

八 木 支 店	流山市野々下1-307	☎04-7158-2211
十太夫支店	流山市おおたかの森北3-30-4	☎04-7152-2211
新 川 支 店	流山市中野久木439	☎04-7152-3171



商品概要

商品名	●投資信託セット型定期貯金 (スーパー定期貯金＜単利型＞・大口定期貯金)		中途解約時の 取扱い	●スーパー定期貯金＜単利型＞の場合 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。6か月未満 解約日における普通貯金利率 ●大口定期貯金の場合 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息とともに払い戻します。 (1) 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合 次のA、BおよびC(Cの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、もっとも低い利率とします。 A 解約日における普通貯金の利率 B 約定利率－約定利率×30% C 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数 なお、基準利率とは、解約日にこの貯金の元金を証書または通帳記載の満期日まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当JA所定の利率とします。 (2) 預入日の1か月後の応当日以降に解約する場合 次のAおよびBの算式により計算した利率(Bの算式により計算した利率が0%を下回るときは0%とします。)のうち、いずれか低い利率とします。 A 約定利率－約定利率×30% B 約定利率－(基準利率－約定利率)×(約定日数－預入日数) 預入日数
取扱期間	2026年8月3日(月)～2027年3月31日(水)			
ご利用 いただける方	個人の方 ＜スポーツ・エントリー分散＞ ●新たに投資信託100万以上のご購入 ※エントリー分散は買付合計金額が100万以上確認できた方が対象となります。 ※JAバンクアプリを利用した投資信託購入(非対面による購入)は対象外とします。			
対象の 投資信託	●JAバンクセレクトファンド ※対象商品の詳細は、担当者より説明させていただきます。			
期間	●定型方式 3ヵ月(自動継続)		貯金保険制度 (公的制度)	●保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
預入方法	(1) 預入方法 ●一括預入(他行からの預け替、現金・小切手の預け入れ等の新規預入) ●通帳式(総合口座含む)・通帳レス口座サービスがご利用になれます。 (2) 預入金額 ●100万円以上 ※新たな資金 ※投資信託購入金額以内 ※投資信託のご購入から1ヵ月以内にお申込みいただいた方 ●200万円以上 ※新たな資金 ※投資信託購入金額の100倍以内 ※投資信託のご購入から1ヵ月以内にお申込みいただいた方 (3) 預入単位 ●1円単位			
目標金額	10億円			
払戻方法	満期日以後に一括して払い戻します。			
利 息	(1)適用金利 ●2.35% 上記金利は初回満期日までとし、自動継続以降は継続日における店頭表示金利を適用します。 (2)利払頻度 ●満期日以後に一括して支払います。 (3)計算方法 ●付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 (4)税金 ●20.315%(国税15.315%、地方税5%)※の分離課税となります。 ※令和19年12月31日までの適用となります。 (5)金利情勢の入手方法 ●金利は店頭の金利表示ボードに表示しています。		苦情処理措置 および 紛争解決措置 の内容	●苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA支店または金融部(電話:047-361-2205)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ●紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。なお、東京弁護士会・第一東京弁護士会・第二東京弁護士会には直接お申し立ていただくことも可能です。 東京弁護士会紛争解決センター(電話:03-3581-0031) 第一東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3595-8588) 第二東京弁護士会仲裁センター(電話:03-3581-2249) 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会(以下「東京三弁護士会」という)では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ○現地調停:東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ○移管調停:東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記JAバンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
手数料	—			
付加できる 特約事項	●総合口座の担保に組入れできます。(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率) ●スーパー定期貯金＜単利型＞の場合 マル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ●大口定期貯金の場合 マル優の取扱いができません。 ●個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス)がご利用になれます。			

投資信託に関する留意事項

- 投資信託は貯金でも共済商品でもありません。投資信託は元本の保証はありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- JAバンクが取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。
- 投資信託運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等は

ファンド・購入金額により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

購 入 時 購入時手数料がかかるファンドがあります。

運 用 期 間 中 運用管理手数料(信託報酬・管理報酬等)が日々信託財産から差し引かれます。

換 金 時 信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。

- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書(交付目論見書)を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

詳しくは、窓口にお問い合わせください